

令和8年2月 和水町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月10日（火） 午後1時30分から午後2時11分

2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（11名）。

会 長 3番 有働憲一

会長代理者 7番 吉永剛

委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木豊 5番 武田祐誠

6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之

11番 石口秀明

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（0名）。

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（17名）。

西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭

小池絵里 池上洋一 井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之

大塚寛治 福原栄司 柿原 健

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（0名）。

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

報告第1号 中途解約通知書（農地法第18条通知）について

6 その他

7 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。

事務局長 中山寛久

庶務係長 高木慎一郎

会計年度任用職員 中嶋康文

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和8年2月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中11名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

皆さんこんにちは。寒い日が続きます。

新聞等報道を見てみますと、雪の多い地方では雪下ろし時の重大事故が発生しているとのことでした。九州では、雪下ろしとかの作業がないことについては住みよいところかなと感じました。

スポーツでは、冬季オリンピックが開催され、日本の選手が活躍していることにうれしく思いました。

衆議院選挙も終わりました。和水町も3月には町長選挙と町会議員の選挙があります。これから先、いろいろなことが良いように変わっていくことを期待しています。

2月16日から確定申告の受付が始まります。私も、帳簿など準備しているところです。皆さんも、申告の準備の方もよろしくをお願いします。

今日は2月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

本日は、お疲れ様です。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、1番猪口委員と2番本山委員を指名しますのでよろしくをお願いします。

次に、注意事項を申し上げます。議事中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、ご意見やご質問があれば、挙手によりご発言いただきますよう併せてお願いします。

それでは、議事に入ります。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

受付番号5の案件については、農業委員会の委員が関与される案件となりますので、先に受付番号5を除く4, 6, 7の案件から審議します。

事務局からの説明をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、4件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページにてご確認ください。
申請地については、「3条位置図」にて併せてご確認ください。

所有権移転の受付番号4 広島県三原市の譲渡人から久井原の譲受人へ (贈与)
所有権移転の受付番号5 山鹿市の譲受人から下津原の譲受人へ (売買)
所有権移転の受付番号6 上板楠の譲渡人から上板楠の譲受人へ (売買)
所有権移転の受付番号7 熊本市の譲渡人か玉名市の譲受人へ (贈与)

農業委員会の委員が関与される受付番号5を除く4, 6, 7の案件から説明します。

まず、受付番号4について説明します。

この案件の譲受人は農作業歴20年以上あり、今回取得される農地にて、柿を栽培される予定となっています。狭小地ではありますが今後管理されるとのことです。

次に、受付番号6について説明します。

この案件の申請地は、譲受人の宅地に隣接している農地になります。

譲受人の農作業歴は20年以上あり、新たに取得される農地にて、トマトときゅうりを作付けされる予定です。

次に、受付番号7について説明します。

この案件の譲受人は玉名市にお住まいですが、農業従事年数は23年と長く、農業機械等も既に複数保有されています。取得される農地はきれいに管理されており、栗や野菜類を作付けされるとのことでした。

これらの案件について、申請書に記載された内容及び現地確認等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして受付番号4について、現地確認をしていただいた4番荒木委員の報告をお願いします。

4番荒木委員

受付番号4について、4番荒木が報告します。
1月22日、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。
申請地は久井原地内に位置している農地でした。
狭小地ではありましたが、現状はきちんと管理されており、特に問題ないと思われる許可相当と判断いたしました。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に受付番号6について、現地確認をしていただいた5番武田委員の報告をお願いします。

5番武田委員

受付番号6について、5番武田が報告します。
1月20日、私と事務局員の2名で現地確認を行いました。
申請地は、上板楠地内の農地で、譲受人の宅地に隣接していました。
宅地の持ち主が耕作されるということで、特に問題となることなく許可相当

と判断しました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働 次に受付番号7について、現地確認をしていただいた徳永推進委員の報告をお願いします。

徳永推進委員 受付番号7について、推進委員の徳永が報告します。
1月20日、私と事務局員2名の計3名で現地確認を行いました。
申請地は、岩地内の農地で、現状はきちんと管理されていました。
譲受人は町外の方ですが、現地確認時に譲受人の方に話を聞き、今後も管理をされるとのことでしたので許可相当と判断しました。
以上で、現地確認の報告を終わります。

議長 有働 ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんより報告がありました。
議案第1号受付番号4、6、7について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第1号受付番号4、6、7について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。
よって、議案第1号、受付番号4、6、7につきましては、原案のとおり許可されました。

次に、議案第1号受付番号5について審議します。

この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員退室 ——

議長 有働 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号受付番号5について説明いたします。
この案件の譲受人は既に農業に従事されており、自宅に隣接している農地を今回取得されます。
新たに取得される農地にて水稻を作付けされる予定となっています。
この案件について、申請書に記載された内容及び現地確認等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。
議案第1号受付番号5について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働 次に、受付番号5について、現地確認をいていただいた大久保推進委員の報告をお願いします。

大久保推進委員 受付番号5について、推進委員の大久保が報告します。
1月23日 私と有働委員及び事務局員の3名で現地確認を行いました。
申請地は下津原地内の農地で、きれいに管理されていました。
自宅の隣接地の農地ということで作業効率も良く、特に問題となるところはありませんでした。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働 たいだい今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんの報告がありました。
議案第1号受付番号5について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働 無いようですので、採決をします。
議案第1号受付番号5について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働 全員賛成です。
議案第1号受付番号5につきましては、原案のとおり許可することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員入室 ——

議長 有働 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が3件提出されています。
当事者及び土地の所在地等については、議案書の2ページにてご確認ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

受付番号1 貸倉庫及び車庫（賃貸借権設定）
申請地は和仁地内の農地で、熊本市の貸渡人から、中和仁の借受人へ自らが経営する法人の事業用の倉庫兼車庫として賃貸借権を設定し利用する案件になります。
すでに、20数年前から同地で事業を行われ無断転用となっており、始末書を添付しての追認案件となります。
給排水計画につきまして、貸倉庫及び車庫のため、生活給排水や汚水の発生はありません。雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分については、既設水路へ流すため、問題ないと考えられます。
この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。
まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地と判断しました。すでに転用済ではありますが、代替地の

検討もされており、申請地のほかに適当な代替地はなかったものと判断されます。

次に、「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」「計画面積の妥当性」については既に転用は済んでおり、問題はありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周囲への影響はほとんどないと判断しております。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。つづいて、受付番号2について説明します。

受付番号2 貸事務所（所有権移転・売買）

この転用につきましても、受付番号1の譲受人が、無断にて事務所として転用を行っていた案件となり、始末書を添付しての追認案件となっています。

申請地は和仁地内の農地で、受付番号1の申請地の道向かいの農地です。

和仁の譲渡人から、中和仁の譲受人へ売買により譲渡して、転用目的は譲受人が経営する法人の事務所となっています。

給排水計画につきましても、既に転用済ですが、事務所は井戸水にて給水し、排水は既設水路に流す計画となっています。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地と判断しました。代替地の検討もされており、申請地のほかに適当な代替地はなかったものと判断されます。

次に、「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、譲受人の資金計画書にて事業費以上の資金が確保されていることを確認しました。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」「計画面積の妥当性」については既に転用は済んでおり、問題はありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周囲への影響はほとんどないと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。次に、受付番号3について説明します。

受付番号3 事務所・駐車場（賃貸借権）

申請地は前原地内の農地で、前原地内の貸渡人から原口地内の借受人へ賃貸借権を設定し、事務所として一時転用される案件となります。

給排水計画につきましても、給水は貯水タンクに都度貯水を行い、雨水については、自然浸透とし、オーバーフロー分は既存の町道の側溝へ流すこととし、生活雑排水や汚水については、汲み取り式にて処理を行うとのことで問題ないと思われま

す。この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産力の低い農地」ということで第2種農地と判断しました。

代替地の検討もされており、申請地のほかに適当な代替地はなかったものと判断しました。

次に、「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」については、借受人の資金計画書にて、事業費以上の資金が確保されていることを確認しています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、許可後着手し、令和8年3月31日までに完了予定ですので問題ないと思われま

す。「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、現地調査を行い、日

照、通風等、周囲への影響はほとんどないと判断しています。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれはないと思われま。議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、受付番号1及び2について、現地確認をしていただいた福原推進委員の報告をお願いします。

福原推進委員

受付番号1及び2について、推進委員の福原が報告します。
1月22日 私と事務局員2名の3名で現地確認を行いました。
申請地は和仁地内の農地で、事務局から説明がありましたとおり、既に事務所や倉庫、車庫が建っており、農地としての原型は無い状況でした。
今回、無断転用ということで、20数年前から転用されており、始末書が添付されておりますが、今後このようなことがないように農地法を遵守してほしいと感じたところです。
本来なら、農地への現状復旧となるころだと思っておりますが、周辺は山林に囲まれているため農地に復旧したとしても十分な耕作はできないことや、更地に戻し、建築しなおすとなると多額の資金も必要になる可能性があることから、転用許可の判断基準に基づきました結果、今回は許可相当と判断いたしました。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

次に、受付番号3について、現地確認をしていただいた高木推進委員の報告をお願いします。

高木推進委員

受付番号3について、推進委員の高木が報告します。
1月22日、私と中山委員、事務局員の3名にて現地確認を行いました。
申請地は、前原地内の農地で、周辺の状況や現状を確認した結果、今回は一時転用ということで事業終了後、速やかに撤去し、農地は現状復旧されることでした。
特に問題となるころはなく、許可相当であると判断いたしました。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、議案第2号について、事務局からの説明と現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。
議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第2号につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「非農地判断について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第3号「非農地判断について」

議案第3号「非農地判断について」説明します

今回、昨年10月～11月にかけて実施していただきました農地パトロールにおいて、非農地判断を行った農地354筆と非農地証明の申請が1件を審議資料としています。

まず、議案書の3ページから16ページの、農地パトロールにおいて非農地判断を行った土地について説明します。農業委員さんには農地パトロールの状況写真を本日配布しています。

非農地の定義については、すでに山林の様相を呈するなど、「農業用の利用の増進を図ることが見込まれない農地」となっており、具体的には、登記簿上の地目は「田、畑」と農地になっているものの、現状は山林や原野化しているなど、再び農地に復元することが困難な農地の事をいいます。農地法第2条第1項に規定されています農地に該当しない土地として非農地判断を行うものです。

この総会におきまして、「非農地」と判断された荒廃農地につきましては、所有者に「非農地通知」を发出し、農地台帳から外すこととなります。

ただし、「非農地通知書」をもって登記地目が変わることはありませんので、所有者は、原則、不動産登記法に基づく法務局への「地目変更登記の申請」を行うこととなりますが、所有者が変更を行わない場合、課税上支障をきたす場合がありますので、所有者申し出により、固定資産税部局と連携して職権で現況地目の変更を行うこととしています。

次に、議案書の17ページの非農地証明の申請についてですが、現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地法第2条第1項に規定されています農地に該当しない土地として非農地判断を行うものです。

議案第3号の事務局からの説明は以上になります。

議長 有働

次に、非農地証明が申請された農地について、現地確認をしていただいた徳永推進委員の報告をお願いします。

徳永推進委員

受付番号1の非農地証明が申請された農地について、徳永が報告いたします。

1月20日、私と事務局員2名の計3名で現地確認を行いました。

今回2筆確認を行いました。どちらも現況は山林化しており、農地に復元するのは難しいと感じました。

また、周囲の状況も確認しましたが、申請地に連たんして耕作されている農地はないため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 有働

ただいま、事務局からの説明と現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第3号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第3号について、原案のとおり非農地判断することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり非農地判断することに決定しました。

つづきまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）について」

農用地の利用集積等促進計画（案）について、新規の賃貸借権設定が6件、使用貸借権設定が2件提出されております。

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書3ページから5ページにてご確認ください。

農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）第19条の規定」により、農業委員会の意見を求められた案件となります。

意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。

農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定及び使用貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。

議案第4号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

議案第4号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

無いようですので、採決をします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 有働

以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。

事務局からの報告をお願いします。

事務局

報告第1号「中途解約通知について」

農地の賃貸借権の中途解約が2件提出されています。

通知者及び土地の所在地等については、総会資料の20ページをご覧ください。
いずれも貸し手、借り手の双方合意による解約となります。
以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の21ページをご覧ください。
事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これをもちまして、令和8年2月和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 1番 猪口 琢真

署名委員 2番 本山 鉄雄